

訓子府町空き家バンク 登録手順

- 個人所有の一戸建て住宅が対象です。
- 登録の期間は5年間（更新できます。）です。

◆提供したい(売りたい、貸したい)◆

訓子府町内に空き家をお持ちで、物件を売りたい、貸したいとお考えの人は、空き家等の物件登録が必要です。次の手順に従ってお申し込みください。

1 登録

(1) 空き家バンク物件登録申し込み

訓子府町空き家バンク登録申込書（様式第1号）に必要事項をご記入の上、添付書類とともに元気なまちづくり推進室へ直接お持ちいただくか下記あてに郵送、またはメールをお送りください。

(2) 現地調査

登録申込書により、町の担当者、調査委託業者、所有者等で詳細な現地調査を行います。（周辺の状況の聞き取り、配置図、間取り図、写真等）。

(3) 空き家台帳への登録

(1)の登録申込書及び(2)の現地調査の内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、登録決定通知書（様式3号）をお送りします。なお、登録事項に変更があった場合は変更届（様式第4号）、抹消したい場合は抹消届（様式10号）が必要です。

2 空き家等の情報提供

(1) 元気なまちづくり推進室で情報の公開や提供を行います。

3 紹介、交渉、契約

(1) 該当物件の利用希望者をご紹介します。

(2) 交渉、契約等は、当事者間で行っていただきます。

(3) 訓子府町では、空き家等の情報の紹介や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

4 その他 ご不明な点やご相談がありましたら、下記へご連絡ください。

問合わせ先 訓子府町役場 元気なまちづくり推進室 振興係

電話：0157-33-5008

FAX：0157-47-2600 メール：genki@town.kunneppu.hokkaido.jp